

国道5号小樽花園第二電線共同溝 PFI 事業の実施に関する方針等の訂正表

令和6年7月3日に公表した「国道5号小樽花園第二電線共同溝 PFI 事業 実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	項目	訂正前						訂正後（訂正箇所は赤線の箇所である）																	
				リスク分類	番号	リスク内容	国	事業者	説明	リスク分類	番号	リスク内容	国	事業者	説明												
1	実施方針	35～37	リスク分担表 No.30（環境対策リスク）以降	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	—	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	—												
					31	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用		○	国は増加費用を負担する。ただし、未実施の維持管理業務相当分の対価については支払わない。		整備引渡し	31	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用		○	国は増加費用を負担する。ただし、未実施の維持管理業務相当分の対価については支払わない。											
					32	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの		○	—			32	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの		○	—											
					整備引渡し	引渡し遅延リスク	33	事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害			○	事業者は国に損害遅延金を支払う。	引渡し遅延リスク	33	事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○	事業者は国に損害遅延金を支払う。									
							34	国の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用			○	—		工事中止・中断リスク	34	国の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	—								
							35	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用			○	—			35	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	—								
				段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明	段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明										
								国	事業者						国	事業者											
								工事中止・中断リスク	36						災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○		○	施設費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。	整備引渡し	臨機の措置に関するリスク	36	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	施設費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。	
									37						工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		○	設計図書等の内容如何にかかわらず本施設の整備を行う上で避けることのできないものと国が判断する場合は協議。			第三者への損害リスク	37	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	○	設計図書等の内容如何にかかわらず本施設の整備を行う上で避けることのできないものと国が判断する場合は協議。
									38						上記以外で、国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		—	ただし、保険によりてん補された部分を除く。				38	上記以外で、国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	—	ただし、保険によりてん補された部分を除く。
								第三者への損害リスク	39						その他国の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		—	—	部分使用による損害リスク	40	引渡し日前の国の施設の利用による増加費用又は損害	○	—	—		
40	引渡し日前の国の施設の利用による増加費用又は損害	○	—						—						契約不適合リスク	41		契約不適合の修補又は損害賠償の請求	○		—	—					
部分使用による損害リスク	41	契約不適合の修補又は損害賠償の請求	○					—	—							物価上昇リスク		42	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による電線共同溝整備費の増加	○	○	物価変動に基づく電線共同溝整備費の改定に係る条件は公募資料に明示する。特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更については協議により決定する。					
	42	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による電線共同溝整備費の増加	○					○	—						事業用地の維持保全リスク			43	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用	○	—	—					
契約不適合リスク	43	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用	○					—	—							契約不適合リスク		43	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用	○	—	—					

No.	資料名	頁数	項目	訂正前					訂正後（訂正箇所は赤線の箇所である）													
				リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明							
				維持管理	物価上昇リスク	44	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	維持管理費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと思えられる部分については国が、その他については事業者が負担する。 なお、詳細については協議により決定する。	維持管理	臨機の措置に関するリスク	44	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	維持管理費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと思えられる部分については国が、その他については事業者が負担する。 なお、詳細については協議により決定する。					
					事業用地の維持保全リスク	45	国の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○	—		維持管理	第三者への損害リスク	45	国の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○	—						
					臨機の措置に関するリスク	46	国の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害(不可抗力に起因する場合を除く。)		○	—		維持管理	臨機の措置に関するリスク	46	国の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害(不可抗力に起因する場合を除く。)		○	—				
					第三者への損害リスク	47	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○				維持管理	第三者への損害リスク	47	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○						
				48		事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	—			48		事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	—					
								段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明								
												国	事業者									
							施設の損傷リスク	49	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○		○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。								
						50		事業者の帰責事由により、維持管理業務の実施について電線共同溝に入溝する占用物件に与えた損害			○	—										
						51		国の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額	○	○			○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。							
							占用物件への損害リスク	52	事業者の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額			○	—									
						53		維持管理中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理費の増加	○	△					一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。改定の条件は公募資料に明示する。							
			維持管理業務の開始遅延・中止・中断リスク	54	契約の終了時又は解除時に、事業者(選定企業その他の第三者を含む。)が所有する設備その他の物件等を電線共同溝から撤去するに、事業場を業務に支障のない状態に復旧する費用			○	—													
		55		契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用			○	—														
			契約終了・解除	原状回復リスク	56	国の帰責事由による契約解除	○	—														
		移行期間保全リスク		57	事業者の帰責事由による契約解除		○		○		事業者は国に違約金を支払う。											
		契約解除リスク		58	不可抗力に起因する契約解除	○	○				国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。											
		59		法令変更による契約解除	○	○					国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。											
			契約終了・解除	維持管理	施設の損傷リスク	47	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○														
		48				事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用			○	—												
		49				国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○		○				国は事業者に生じた増加費用を負担する。									
		50				事業者の帰責事由により、維持管理業務の実施について電線共同溝に入溝する占用物件に与えた損害			○	—												
		51				国の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額	○	○			○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。									
			契約終了・解除	維持管理	物価上昇リスク	53	維持管理中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理費の増加	○	△													
		54				契約の終了時又は解除時に、事業者(選定企業その他の第三者を含む。)が所有する設備その他の物件等を電線共同溝から撤去するに、事業場を業務に支障のない状態に復旧する費用			○	—												
			契約終了・解除	維持管理	移行期間保全リスク	56	国の帰責事由による契約解除	○	—													
		57				事業者の帰責事由による契約解除		○		○			事業者は国に違約金を支払う。									
		58				不可抗力に起因する契約解除	○	○					国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。									
			契約終了・解除	維持管理	移行期間保全リスク	59	法令変更による契約解除	○	○													
		59				法令変更による契約解除	○	○					国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。									